

## 議案第 1 号

### 沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

#### 理 由

令和4年4月開校予定の那覇みらい支援学校の円滑な開校のため、県立学校教育課に那覇みらい支援学校開校準備室を設置する等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規程】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第17条

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第15条の2

2 前項第5号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表県立学校教育課の項中「特別支援教育室」を「特別支援教育室 那覇みらい支援学校開校準備室」に改める。

第17条の表中

県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
---------	----------	------------------

を

県立学校教育課	特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長	特別支援教育室の事務を総括する。 那覇みらい支援学校開校準備室の事務を総括する。
---------	-----------------------------	---

に改める。

(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)

第2条 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則(平成28年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「特別支援教育室長」の次に「、那覇みらい支援学校開校準備室長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

# 規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

## 1 件名

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

令和4年4月に開校予定の那覇みらい支援学校の円滑な開校のため、県立学校教育課に那覇みらい支援学校開校準備室を設置するとともに、同室の事務を総括する那覇みらい支援学校開校準備室長を配置することについて定める必要がある。

## 3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）第3条の表県立学校教育課の項に那覇みらい支援学校開校準備室を加え、第17条の表県立学校教育課の項に那覇みらい支援学校開校準備室長を加える。（第1条）
- (2) 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号）第1条の表3の項に那覇みらい支援学校開校準備室長を加える。（第2条）
- (3) この規則は、令和3年4月1日から施行する。（附則）

## 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2

## 5 関係各課との調整状況

総務部行政管理課及び県立学校教育課と調整済

## 6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表													
改正案	現行												
<p><b>第1条～第2条</b>（略） （課及び班等の設置）</p> <p><b>第3条</b> 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室	<p><b>第1条～第2条</b>（略） （課及び班等の設置）</p> <p><b>第3条</b> 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室				
課名	班名												
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室												
課名	班名												
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室												
<p><b>第4条～第16条</b>（略） （教育企画室長等）</p> <p><b>第17条</b> 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長</td> <td>特別支援教育室の事務を総括する。 那覇みらい支援学校開校準備室の事務を総括する。</td> </tr> </tbody> </table>	課名	職名	職務	県立学校教育課	特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長	特別支援教育室の事務を総括する。 那覇みらい支援学校開校準備室の事務を総括する。	<p><b>第4条～第16条</b>（略） （教育企画室長等）</p> <p><b>第17条</b> 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>特別支援教育室長 特別支援教育室長 （新設）</td> <td>特別支援教育室の事務を総括する。</td> </tr> </tbody> </table>	課名	職名	職務	県立学校教育課	特別支援教育室長 特別支援教育室長 （新設）	特別支援教育室の事務を総括する。
課名	職名	職務											
県立学校教育課	特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長	特別支援教育室の事務を総括する。 那覇みらい支援学校開校準備室の事務を総括する。											
課名	職名	職務											
県立学校教育課	特別支援教育室長 特別支援教育室長 （新設）	特別支援教育室の事務を総括する。											

第18条～第35条 (略)

第18条～第35条 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（附則関係）

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号） 新旧対照表

改正案	現行								
<p>（現業業務以外の職務に係る標準的な職）</p> <p><b>第1条</b> 現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="518 1131 1029 2094"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>那覇みらい支援学校開校準備室長</u>及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階</td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2条</b>（略）</p>	職制上の段階	標準的な職	3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>那覇みらい支援学校開校準備室長</u> 及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長	<p>（現業業務以外の職務に係る標準的な職）</p> <p><b>第1条</b> 現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="518 123 1029 1086"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階</u></td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2条</b>（略）</p>	職制上の段階	標準的な職	3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階</u>	課長
職制上の段階	標準的な職								
3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>那覇みらい支援学校開校準備室長</u> 及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長								
職制上の段階	標準的な職								
3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、 <u>及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階</u>	課長								

（注） 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

**参照条文**

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(事務局)

**第十七条** 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

○地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十

一号)

(定義)

**第十五条の二** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一から四 (省略)

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。